令 和 2 年 4 月 24 日
危機管理室危機管理課
健 康 部 保 健 予 防 課

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

1　国・都の動向

(1)　改正「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行（3月14日）

(2)　国・都が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置（3月26日）

(3)　新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定（3月28日）

(4)　国が緊急事態を宣言。緊急事態措置を実施すべき区域として7都府県を指定（4月7日）（参考１）

(5)　都が緊急事態措置を実施

ア　外出自粛要請（4月8日～5月6日）

イ　施設の使用停止および催物の開催の停止要請（4月11日～5月6日）

(6)　国が緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に拡大（参考２）
基本的対処方針を変更（参考３）（4月16日）

2　区の対応

(1)　区の対策本部について

ア　健康危機管理対策本部

練馬区健康危機管理対策本部設置要綱により副区長を本部長として設置
新型コロナウイルス感染症対策としては、1月30日と2月17日の2回開催

・情報共有のほか、区民への注意喚起など区の対応策について協議

イ　危機管理対策本部

練馬区危機管理指針に基づき区長を本部長として2月26日に設置し、8回開催

・新型コロナウイルス感染症に対する区の方針を策定
　・区主催イベント・事業の休止・延期
　・区立施設の休館
　・区立小学校、中学校等の臨時休業
　・患者発生情報の公表、区民への注意喚起等
・職員の健康管理、時差出勤制度の実施

ウ　新型コロナウイルス感染症対策本部

国の緊急事態宣言に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき区長を本部長として4月8日に設置

・新型コロナウイルス感染症に対する区の方針の策定（資料１－２）

(2)　区民への注意喚起

・区ホームページ、ねりま情報メール、ＳＮＳ、情報発信システム等で随時発信

・ねりま区報で関連情報を発信し感染拡大防止を呼びかけ（3 月 1 日号から各号）

・外出自粛のお願いを毎日午後 5 時 30 分に防災行政無線で放送（4 月 9 日～）

・公設掲示板、協力掲示板、区立施設にねりま区報臨時号を掲示（4 月 10 日～）

・安全・安心パトロールカーによる公園周辺、繁華街の巡回を実施。あわせて警察署による巡回強化を依頼（4 月 17 日～）

(3)　電話相談（練馬区コールセンター）の実績（3月9日以降）

（コールセンター設置日：2月4日）

3 月 9 日～13 日　：　666 件（1 日平均 133 件）

3 月 16 日～19 日　：　389 件（1 日平均　97 件）

3 月 23 日～27 日　：　576 件（1 日平均 115 件）

3 月 30 日～4 月 3 日：1,298 件（1 日平均 260 件）

4 月 6 日～10 日　：　1,504 件（1 日平均 301 件）

4 月 13 日～17 日　：　1,387 件（1 日平均 277 件）

(4)　施設・イベント等の対応

資料１－３のとおり

3　区内感染者の発生状況について（3月5日～4月22日）（単位：人）

総数	退院	死亡
175	16	7

男	女
96	79

●年代別

10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上
4	5	24	23	26	32	18	23	15	5

※練馬光が丘病院では、27名（患者14名、職員13名）の感染者が発生（4月22日現在）